

松江市営住宅条例の一部を改正する条例

松江市営住宅条例（平成 17 年松江市条例第 332 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(入居者資格) 第 6 条 市営住宅に入居することができる者は、次(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者(以下「老人等」という。))にあつては第 2 号から第 4 号まで、被災市街地復興特別措置法(平成 7 年法律第 14 号)第 21 条及び福島復興再生特別措置法(平成 24 年法律第 25 号)第 40 条の規定により法第 23 条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者にあつては第 4 号)に掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1) 略 (2) その者の収入がアからカまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからカまでに掲げる金額を超えないこと。 ア～ウ 略 エ 同居者に <u>18 歳</u> に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの<u>間にある</u>者が ある場合 214,000 円 オ・カ 略 (3)・(4) 略 2 前項に規定する老人等は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を	(入居者資格) 第 6 条 市営住宅に入居することができる者は、次(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者(以下「老人等」という。))にあつては第 2 号から第 4 号まで、被災市街地復興特別措置法(平成 7 年法律第 14 号)第 21 条及び福島復興再生特別措置法(平成 24 年法律第 25 号)第 40 条の規定により法第 23 条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者にあつては第 4 号)に掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1) 略 (2) その者の収入がアからカまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからカまでに掲げる金額を超えないこと。 ア～ウ 略 エ 同居者に<u>満 15 歳</u> に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの_____者が ある場合 214,000 円 オ・カ 略 (3)・(4) 略 2 前項に規定する老人等は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を

必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1)～(4) 略

(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第 1 条第 2 項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの(以下「配偶者からの暴力の被害者等」という。)

ア 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号(配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。)の規定による一時保護、配偶者暴力防止等法第 5 条(配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。)の規定による女性自立支援施設における保護又は児童福祉法第 23 条第 1 項の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者

イ 略

ウ 女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センターその他の配偶者からの暴力を受けた者の支援を行う機関又は配偶者暴力防止等法第 3 条第 6 項に規定する民間の団体から配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書その他の書面の発行を受けた者

必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1)～(4) 略

(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第 1 条第 2 項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でア又はイのいずれかに該当するもの(以下「配偶者からの暴力の被害者等」という。)

ア 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号(配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第 5 条(配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。)の規定による_____

保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者

イ 略

3 略 (入居者の選考) 第9条 略 2・3 略 4 市長は、第1項各号のいずれかに該当する 者で次に掲げるものについては、前2項の 規定にかかわらず、市長が割当てをした市 営住宅に優先的に選考して入居させること ができる。 (1)・(2) 略 <u>(3) 18歳に達する日以後の最初の3月31</u> <u>日までの間にある者と生計を一にするも</u> <u>の</u> <u>(4)～(10)</u> 略	3 略 (入居者の選考) 第9条 略 2・3 略 4 市長は、第1項各号のいずれかに該当する 者で次に掲げるものについては、前2項の 規定にかかわらず、市長が割当てをした市 営住宅に優先的に選考して入居させること ができる。 (1)・(2) 略 <u>(3)～(9)</u> 略
---	--

附 則

この条例は、令和9年1月1日から施行する。